

令和3年11月3日

(公財)京都市音楽芸術文化振興財団
京都コンサートホール

京都コンサートホール ホワイエにおけるドリンクコーナーの営業に関する 新型コロナウイルス感染予防対策について

ホワイエにおけるドリンクコーナーの営業にあたり、「京都コンサートホール新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、「外食業の事業継続のためのガイドライン」を踏まえ、以下の対策を講じてまいります。なお、本ガイドラインの内容は、今後の政府等の対処方針の変更により、必要に応じて適宜改訂を行います。

1 販売開始時

令和3年11月3日(水・祝)～ ※公演により営業しない場合があります。

2 販売内容

アルコール類・ソフトドリンク及び軽食

3 販売場所

大ホール・アンサンブルホールムラタ ドリンクカウンター

4 販売及びテーブル席での感染予防対策

- ・購入時に順番待ちをする場合は、各人ができるだけ1m以上の間隔を空けるように床に間隔を示す貼紙をする。また、購入窓口付近に新型コロナウイルス感染症拡大防止のための注意喚起のポスターを掲示する。
- ・大ホールのドリンクコーナー販売窓口において、入場者数が多く見込まれる公演については、混雑防止のため、通常3窓口のところ5窓口を増やす。
- ・テーブル席ではお客様同士の会話を控えていただく案内を掲示し、注意喚起を促す。
- ・飲食エリアにスタッフを配置し、お客様が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒する。
- ・販売カウンターでは、仕切りのパーテーションを設置する。
- ・テーブル上にはコーヒーフレッシュ、砂糖を設置しない。

5 従業員の安全衛生管理

- ・従業員は必ず出勤前に体温を計り、発熱や風邪の症状がみられる場合は勤務を自粛する。
- ・感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。
- ・従業員はマスクや手袋を着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底する。